

平成二十三年九月十三日提出  
質 問 第 三 号

J R 総連及び J R 東労組への革マル派の浸透に関する質問主意書

提 出 者 佐 藤 勉

## J R総連及びJ R東労組への革マル派の浸透に関する質問主意書

私は昨年四月二十七日に「革マル派によるJ R総連及びJ R東労組への浸透に関する質問主意書」（質問

第四三〇号）を提出した。これに対して、鳩山内閣は五月十一日、革マル派の社会的な危険性を指摘し、

「J R総連（全日本鉄道労働組合総連合会）及びJ R東労組（東日本旅客鉄道労働組合）内には、影響力を行使し得る立場に革マル派活動家が相当浸透していると認識している」などとする答弁書（内閣衆質一七四第四三〇号）（以下「前回答弁書」という。）を閣議決定した。また、第七百七十五回臨時国会の昨年八月三日の衆議院予算委員会における答弁で、中井治国家公安委員会委員長は「私どもは、J R総連、J R東労組と革マル派の関係については、革マル派が相当浸透していると認識しているのは事実でございます」と改めて明言した。

政府が現在も「共産主義革命を起こすことを究極の目的としている極左暴力集団」と認定する革マル派が、J R総連及びJ R東労組内に相当浸透しているという事実は、わが国の治安維持の観点から、決して看過することのできない深刻な問題である。政府においては、J Rという公共交通機関の労働組合に、過激派・革マル派が浸透している事態を看過することなく、国の治安維持のために取り組みを強化すべきである

と考える。

以上の認識に立ち、内閣が交代したことを踏まえ、あらためて以下質問する。

一 革マル派については、前回答弁書によれば、「日本革命的共産主義者同盟革命的マルクス主義派（以下「革マル派」という。）は、共産主義革命を起こすことを究極の目的としている極左暴力集団であり、これまでにも、火炎びんの使用等の処罰に関する法律（昭和四十七年法律第十七号）違反事件や対立するセクトとの間での殺人事件等、多数の刑事事件を引き起こしている。革マル派は、将来の共産主義革命に備えるため、その組織拡大に重点を置き、周囲に警戒心を抱かせないよう党派性を隠して基幹産業の労働組合等各界各層への浸透を図っており、全日本鉄道労働組合総連合会（以下「JR総連」という。）及び東日本旅客鉄道労働組合内には、影響力を行使し得る立場に革マル派活動家が相当浸透していると認識している。今後も、革マル派は、組織拡大に重点を置き、党派性を隠して基幹産業の労働組合等各界各層への浸透を図っていくものと見られる」と回答しているが、その見解は今でも変わらないか。

右質問する。